

いじめの重大事態への対処について

1 概要

2020年11月30日に、当時町田市立小学校に在籍していた児童が自宅で自死した件で、当該児童の保護者及びその代理人弁護士が2021年9月13日に文部科学省へ要望書を提出し、同日13時から文部科学省で記者会見を行いました。それを受け、翌日9月14日に、文部科学省から町田市教育委員会と東京都教育委員会に対して、これまでの対応についての聞き取り及び指導・助言が行われましたので、報告いたします。

2 2021年9月13日に文部科学省で行われた記者会見の内容

(1) 記者会見参加者

当該児童保護者2名 代理人弁護士1名 NPO法人1名 計4名

(2) 記者会見参加者の発言内容

本件について、学校や教育委員会の対応の問題点を指摘するとともに、次の3点について、文部科学省に対し、要望しました。

ア いじめ防止対策推進法等に則った適正な対応をすること

イ 本件に関する新たな設置要綱に基づく第三者委員会を立ち上げ、調査を実施すること

ウ 児童生徒が一人一台タブレット端末を活用することを踏まえ、学校におけるいじめ防止対策を再点検するとともに徹底すること

3 2021年9月14日の文部科学省での会議内容

(1) 会議参加者

文部科学省5名、町田市教育委員会5名、東京都教育委員会2名 計12名

(2) 町田市教育委員会の説明内容

ア 本件については、当該児童の保護者の意向に寄り添って対応してきたこと

イ これまでに、いじめ防止対策推進法に基づき条例で定めた「町田市教育委員会いじめ問題対策委員会」を6回開催し、真相究明と今後の対策について検討を進めていること

(3) 文部科学省から町田市教育委員会に対する指導・助言の内容

ア これまでの対応が、いじめ防止対策推進法に基づいて行われたか、改めて確認すること。

イ 遺族に寄り添った対応をすること。

ウ 一人一台タブレット端末のパスワードの管理について適正に行うこと。

問合せ先
学校教育部 指導課
担当 小池
電話 042-724-2867